

## 催促状について（ハガキ 左側）

### 電波利用料納付のお願い

平素より電波行政にご理解ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、さきに貴殿にご負担をお願いしました右欄に記載の電波利用料は、納付期限までに納付されておりません。お手数ですが、既にお送りしている納入告知書により、最寄りの金融機関、コンビニエンスストア又は電子納付により納付していただくようお願いいたします。

このまま納付されない場合、後日、督促状が発行され、納付期限の翌日を起算日とした延滞金が発生することがあります。また、前納の申出を行っている場合、督促状が発行された時点でその申出は無効となります。

さらに、国税滞納処分の例により、財産差押えを受けることがありますのでお早めの納付を重ねてお願いいたします。

なお、納入告知書が届いていない場合若しくは紛失された場合又は疑問の点がございましたら、差出人欄の連絡先にお問い合わせください。

※ 電波利用料は、良好な電波環境の構築・整備に係る費用を、免許人等の方々に公平に分担していただく、いわゆる電波利用のための共益費です。



四国総合通信局総務部長

既に納付いただいているときは、このはがきと貴殿の納付とが行き違いになったものと思われますので、あしからずご了承願います。

## 催促状について（ハガキ 右側）

- ・納付書でのお支払いを希望する場合  
**089-936-5006**にご連絡ください。
- ・その際、赤枠の整理番号をお伝えください。
- ・**納付書がお手元にある場合は、お手元の納付書でお支払いください。**

【お問い合わせ時は、下記の整理番号をお伝え下さい。

|           |       |     |    |    |
|-----------|-------|-----|----|----|
| 発行年月日     |       | ○年  | ○月 | ○日 |
| 電波利用料額    | 整理番号  | ○○○ | 円  |    |
| 整理番号      | 第     |     | 号  |    |
| 納付目的      | 電波利用料 |     |    |    |
| 当該債権発生年月日 | ○年    | ○月  | ○日 |    |
| 納付期限      | ▲年    | ▲月  | ▲日 |    |

- 電波利用料を納付できる場所  
日本銀行本店、支店、代理店、歳入代理店  
(全国の銀行、郵便局(簡易局を除く)、信用金庫等)又はコンビニエンスストア
- 電子納付の方法(いつでも・どこでも・かんたんに)  
電波利用料は、一部のATMやインターネットバンキング等を利用して簡単に納付(電子納付)することが可能です。書留が電子納付する場合に必要

### Pay-easy (ペイジー)

|        |                     |        |
|--------|---------------------|--------|
| 収納機関番号 | 納付番号                | 確認番号   |
| 00000  | 0000-0000-0000-0000 | 000000 |

- ・Pay-easy (ペイジー)でお支払いいただく場合は、上の黒枠の中に記載があります収納機関番号、納付番号、確認番号をご利用ください。
- ・郵便局のATM等でお支払いいただけます。また、延滞金の計算も自動で行います。(取扱いできない金融機関もありますので、ご確認ください。)
- ・Pay-easy (ペイジー)に対応した金融機関のアプリでも支払うことができます。